

「国際卓越研究大学法に基づく基本方針（素案）」に関する意見募集の結果について

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方（案）
一 意義及び目標	<p>○大学は人類の英知とその継承を永続的に行う場であり、投機で得る利益を大学の運営に充てるといった方式は持続性の観点から好ましくない。</p> <p>○制度設計の参考とした英米（特に米国）の考え方を社会的背景が異なる日本の大学にそのまま持ち込むことは難しい。年度会計等の法規制や資金構造が変わらないのであれば、大学にとって過度な負担が続くだけ。</p> <p>○国立大学で理系の研究室で教授秘書をしている者です。大学ファンドは日本の大学を活性化する大変良い政策だと思います。日本の国立大学は什器や人件費にも使いやすい運営費がとても減ってしまい、私の研究室では先生がポケットマネーを大学に寄付して実験機を購入したりしている状況です。なんとか海外と同程度の成長率で大学への資金投入を増やしてもらわないと、どんどん海外に置いて行かれるのではないかと先生がいつも愚痴を言っています。</p>	<p>近年、諸外国のトップレベルの研究大学が豊富な資金を背景として研究力を高めているのに対し、我が国の大学は研究論文の質・量ともに低調な状況にあります。その要因の一つとして、諸外国の大学では公的な財政支援や民間企業等との連携、寄附、資産運用など、多様な財源をもとに研究環境を充実させるとともに世界トップクラスの研究人材を招聘し、そうした環境が更に新たな研究人材や民間企業からの投資、寄附を呼び込むといった知的価値創造の好循環が形成されていることが挙げられます。</p> <p>我が国においても、大学の機能拡張を推進する中で、世界トップクラスの研究者の獲得はもとより、次代を担う自立した若手研究者を育成し、活躍できるようにするための大胆な資源配分、研究時間を十分に確保するための研究者の負担軽減、大学の有する知的資源の価値化等に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>また、このような取組と併せて、大学独自基金の造成に向けた財源の継続的な確保・活用等の取組も求められ、これらの取組を一体的に進められる研究大学を、大学ファンドによる支援を通じて、早急に実現することが必要であると考えています。</p>
一 意義及び目標	<p>○大学レベル、研究分野レベルの「選択と集中」が思うような成果を上げてない現状を鑑みると、ごく限られた大学だけに資金を投入するというやり方は、「選択と集中」弊害をさらに加速することになると思う。</p> <p>○本方針は、選択と集中をさらに推し進めるものになっており、研究内容の裾野は広がらなくなっていくと危惧します。これまでの政策自体が選択と集中を指向するものでしたが、その結果、日本の研究力は落ち続けています。さらに選択と集中を進めることは、ますますの衰退を招くと思います。運営費交付金の削減で、定員補充できない大学が多数出てきており、これにより、所属する研究者の研究分野も削減しています。</p> <p>○日本の研究力の低下に対する対策として、特定の大学を選定し集中的に支援するという考え方は、本質を見誤っているのでは</p>	<p>世界最高水準の研究大学を実現するという国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の対象は無制限に拡大するものではなく、数校程度に限定することとしています。他方、多様な機能を担う全国の大学すべてが我が国の知の基盤として重要な役割を担っており、この多様性は今後も我が国にとって重要な強みであると認識しています。したがって、国際卓越研究大学は、大学ファンドによる支援を通じて自らの機能拡張を図るにとどまらず、知的資産の形成、社会的な価値創造やイノベーション創出の中核拠点として、国際的な頭脳循環のハブとなるとともに、全国の多様な研究大学等との連携を強化することで人材の流動性の向上や共同研究の促進等を図るなど、我が国の学術研究ネットワーク全体を牽引していくことが求められるとしているところです。</p>

	<p>ないかと思えます。日本の研究力が低下してきた原因は、大学に対する予算の削減、法人化により目先の成果を求めるといった政府の文教政策が原因です。結果として日本の研究のすそ野を狭め弱体化させ、研究の基礎力を弱体化してきたのです。地方の国立大学は、予算がなくまともな教育、研究ができないという話を聞くことがあります。まずは、政府は過去の研究行政を総括、反省し問題点を明らかにし弱体化させたこれまでの研究行政を見直し、研究のすそ野を広げ活性化させる政策が今必要であると思えます。大きい大学ばかりではなく中小の大学にも、地方の大学にもしっかりとした教育研究予算をつけ、土台をしっかりと固めることが、再び技術大国への道であり、国際的に通用する研究力の土台になると思えます。短期的な目先の政策より、急がば回れで、研究開発力の強化を進めてほしい。</p>	<p>また、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ研究大学に対して、多様な機能を強化し、我が国の成長の駆動力へと転換させる支援策を、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」として、一体的に推進していくこととしています。日本全体の研究力向上を牽引する研究大学群の形成に向けて、国際卓越研究大学とそれ以外の大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展していく研究システムの構築を図ることが必要であると考えており、科学技術・学術審議会の大学研究力強化委員会の議論も踏まえながら、総合振興パッケージの拡充にも努めてまいります。</p>
<p>二 国際卓越研究 大学の認定</p>	<p>○世界に伍する研究大学ということですから、公募・審査にあってもドメスティックな視点に陥ることのないよう、責任ある立場に多様な視点を持つ方を置かれること、文部科学省におかれても、管理監督する立場に終始するのではなく、大学とともに世界と伍する大学を創っていく観点を忘れないことをお願いしたい。</p> <p>○日本の研究力の特に学術論文の質の低下を考えた場合、強いカンフル剤が必要であることは明らかであり、国際卓越研究大学法の趣旨に大いに賛同する。また、選定においては、公平性の担保と、一方で箸にも棒にもかからない大学を除くため一定基準を設けることも理解できる。しかしながら、実際の大学を選んでいくプロセスには、かなり特異な要件を課しないと、25年後を見据えたドラスティックな改革に繋がらない危惧を持っている。特に、得点の集合加算で選んでいくやり方は、結局は実績の集合加算となる公算が大きいので参考程度にとどめて、これまでにない選定プロセスと評価介入プロセスの導入をお願いしたい。困難ではあると思うのだが、この点にCSTI・文科省の知恵を集中させていただきたいと考える。</p>	<p>文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととしています。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとしています。</p> <p>また、国際卓越研究大学が自律的かつ創造的に自らの将来像をデザインし、大学の機能拡張を大幅に加速することによって、世界最高水準の研究大学へと成長していくことが必要であることから、文部科学省としても、審査においては、研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施することとしており、審査の過程や国際卓越研究大学との意見交換等を通じて現場の具体的なニーズを把握しつつ、国際卓越研究大学からも規制緩和等を提案する機会を設けるなど、双方向型のコミュニケーションを行う環境を整備することを検討しています。</p>
<p>二</p>	<p>○Top10%論文の比率を目標としてしまうと、研究者数の少ない領</p>	<p>法第4条第3項第1号の規定に基づき、国際的に卓越した研究</p>

<p>国際卓越研究大学の認定</p>	<p>域や、引用数が期待できない萌芽的、あるいは領域横断的な研究に対する抑制作用がはたらくかもしれません。研究の質を向上させるためには、Top10%論文というメトリクスに重点をおくのではなく、ライデン声明にあるように評価指標に多様性をもたせるべきです。</p> <p>○「トップ10%論文」について、直近の5年間で1千本程度以上あることといった機械的な数量目標が示されていること、そして「論文の総数のうち、トップ10%論文の割合が10%程度以上となっていること」とされていることに強い危惧を覚えます。特に、研究の質を図るのに、このような総論文数を分母とした「質の高い論文」の比率を指標にすることには大学における研究の発展において弊害しか存在しないと考えますので、ただちに取り下げさせていただくことを求めます。こんなふうにはトップ10%の比率を問題とするならば、大学は構成員全員の論文総数の抑制に走ってしまうでしょう。そのことは研究自体の衰退以外の何物ももたらさないと考えます。もともと、NISTEPが示していた指針「科学研究のベンチマーキング2021」では、総論文数に占めるトップ10%論文の比率（Q値）を指標とすることが、大きな成果をもたらす研究の芽を摘んでしまったり、研究の多様性を損なうことへの危惧がきちんと示されていたはずで</p>	<p>の実績については、世界トップレベルの研究大学に伍していくことができるだけの研究力を有しているか、また、自然科学と人文・社会科学の融合による総合知の創出など、多様な分野で先導的な研究が行われているかについて確認する予定です。国際卓越研究大学の特徴を計測する指標については、科学技術・学術審議会大学の大学研究力強化委員会における科学技術・学術政策研究所（NISTEP）の発表に加え、世界の研究大学約1,800大学の状況（論文数：平均値11,261本、中央値6,172本、Top10%論文率：平均値14.62%、中央値14.32%、Top10%論文数：平均値1,767本、中央値853本）も踏まえ、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなるのが相当程度見込まれるものとして設定したものとされています。</p> <p>単に指標を満たすために、研究の多様性を損なう取組や総論文数を抑制することは適切でないことを認識しており、法第4条第3項第3号の規定に基づき、大学の研究体制が新たな学問分野や融合領域に迅速に対応しているかを確認する際にも留意したいと考えています。なお、研究計量に関するライデン声明等を踏まえ、定量的指標は様々な定性的情報と併せて活用するとともに、分析の中立性・透明性・検証機会の確保に努めることも、基本方針に明記しているところです。</p>
<p>三 体制強化計画の認可</p>	<p>○目標として想定されている欧米の大学をモデルとして財務に関する仕組みや目標については具体性の高い説明が行われており、資金面で独立した国立大学像が志向されていることがうかがえます。一方で、短期間で社会からの資金調達につながる研究領域への偏重を防止する対策については不十分であるように思います。社会からの資金調達が容易な分野の研究活動を通じて得られた資金を、まだ応用可能性が見えない基礎研究に幅広く投資するというサイクルを形成することが、国が支援する国際卓越研究大学の機能としては最も重要です。</p>	<p>国際卓越研究大学は、人材・知・資金の好循環を生み出すことができるよう、価値創造や社会課題解決に資する研究基盤への投資だけでなく、大学の持続的成長に向けて、自然科学のみならず人文・社会科学を含め、長期的視野に立った新たな学問分野や若手研究者への投資など、すぐには成果につながらない次世代の知・人材の創出にも取り組むことが求められています。</p> <p>そのため、体制強化計画の認可に当たっては、国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力として、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるマネジメント・システムを構築していることに加え、新興・融合分野への取組や新たな萌芽的挑戦など、研究上のポテンシャルを向上し続ける方策が示されていることを確認することとしています。また、体制強化計画の実施状況の評価にあたっては、短期的な成果主義に流されず、長期的に大</p>

		<p>学の取組や活動を後押しすることができるよう、留意したいと考えています。なお、国際卓越研究大学制度は、国立大学に限定されたものではなく、国公立大学を対象とする新たな枠組みとして構築しています。</p>
三 体制強化計画 の認可	<p>○研究を支える事務の方が少なすぎます。私の所属している研究室は秘書や研究技術員が複数いるのでまだましなのですが、大学の先生方は皆さん教育・研究に加えて大量の雑務をしています。海外の大学に比べて明らかに事務スタッフが少なく、その分、先生がいろいろな業務に駆り出されていて、見ていて同情してしまいます。研究支援スタッフの拡充がプランに書かれているのは、大変良いことだと思います。</p>	<p>世界トップレベルの研究大学と比較して、教員一人あたりの職員数には大きな差があります。そのため、体制強化計画に記載すべき事項として、若手研究者や世界トップクラスの研究者だけでなく、研究活動の企画・成果活用促進等を行う URA (University Research Administrator) 等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材の確保についても、具体例として明記しているところです。国際卓越研究大学においては、グローバルに活動を展開する大学を支える事務職員の採用や意識・資質の向上に取り組むことが期待されます。</p>
三 体制強化計画 の認可	<p>○若手ポストの設置や若手優遇策だけでは優秀な人材を取り込むことは難しいです。高度人材を競合する相手である企業は、倒産のリスクはあるとはいえ、基本的には任期はありません。支援の継続の可否の判断が 10 年以内に行われるのであれば、それ以上の期間のキャリアパスを採択された大学が準備することは不可能であり、依然として将来の不透明さは払拭されません。生活の安定を求めないのが若手人材だけでは、本構想の目標を達成することは難しいのではないのでしょうか。各大学が想定する研究者のキャリアパスを提示し、これを具体的に説明するといった活動が求められると思います。</p> <p>○認可（認定）の取消についてです。本事業の評価の結果認定が取り消されることは想定されますが、その際、同事業で予定された人件費（研究者等の雇用）が直ちに削減されないように取決めが必要であることです。本事業の費用が基金から支出されることから可能な制度と思います。</p>	<p>国際卓越研究大学においては、国内外の若手研究者を惹きつける多様性と包括性が担保された魅力的な研究環境を実現することで、優秀な人材が世界中から集まり続ける世界の知の拠点となり、我が国、そして世界の学術研究ネットワークを牽引することを目指しています。そのため、体制強化計画において、世界トップクラスの研究者や国内外の優秀な博士課程学生の獲得や活躍促進に向けた方策が示されることが求められます。</p> <p>なお、体制強化計画の期間については、短期的な成果主義に流されず、長期的に大学の取組や活動を後押しすることができるよう、最長で 25 年とし、その範囲内で大学が自ら設定することとしていますが、厳格な結果責任を求める観点から、一定期間ごとに支援の継続の可否に係る評価を実施することを予定しています。体制強化計画の認可の取消しの際には、研究者等の雇用について、本人に不利益が生じないよう、十分に配慮することを検討したいと考えています。</p>
四 助成に関する	<p>○今回のファンドを投入する大学にあまり手枷足枷をはめるようなことはせず、もっと大学を信じて資金を投入して欲しいと</p>	<p>助成金の使途については、各国際卓越研究大学の自律性とその責任の下、柔軟かつ適切に決定するとともに、適切に説明責任を</p>

遵守事項	<p>思います。今回の大学ファンドの支援は、日本の大学が世界と戦っていかれるかどうかの最後のチャンスだと思います。あまり余計な口出しをせずに、成果を着実に挙げられそうな優秀な大学からどんどん支援していただき、日本の国力増大に役立てて欲しいと思います。</p>	<p>果たしていくことが必要であると考えています。また、短期的な成果主義に流されず、長期的に大学の取組や活動を後押しすることができるよう、モニタリングに当たっては、コミットメントの達成状況を、客観的な指標に基づいて確認することに主眼を置き、特段の問題がなければ、支援を安定的に実施することを予定しています。</p>
五 関連施策との 連携	<p>○海外でインパクトの高い研究とされる研究は、国を問わず多くの研究機関と連携して行われ、ごく一部の大学だけで行われることは稀です。卓越した研究成果は数校の卓越した大学があれば達成されるものではなく、裾野となる多くの大学・研究機関との連携が必要不可欠です。実際、国内外のトップ大学・研究所で研鑽を積んできた優秀な研究者は日本全国の国公立大学に所属しており、その研究者たちが遺憾無く力を発揮できる研究環境が今求められています。国際卓越研究大学だけに予算を措置するにしても、他機関と連携した研究プロジェクトにもその予算が使えるような自由度の高い制度設計・マネジメントをすることが必要だと思います。</p>	<p>国際卓越研究大学は、大学ファンドによる支援を通じて自らの機能拡張を図るにとどまらず、知的資産の形成、社会的な価値創造やイノベーション創出の中核拠点として、国際的な頭脳循環のハブとなるとともに、全国の多様な研究大学等との連携を強化することで人材の流動性の向上や共同研究の促進等を図るなど、我が国の学術研究ネットワーク全体を牽引していくことが求められます。国際卓越研究大学の研究力等は他の大学とのネットワークによって支えられるとともに、我が国の知の生産全体に貢献するものであると認識しており、体制強化計画の認可や関連施策との連携に当たっては、その点も留意したいと考えています。</p>
五 関連施策との 連携	<p>○人材育成に関しては、大学院生の研究職離れが深刻です。その原因は、博士号をとるトレーニングをうけたとしても、将来的にそのスキルを活かしたキャリアパスがまったく見通せないことが原因です。トップ大学でトレーニングを積んだ学生も将来的には他の研究機関で活躍することになりますが、その他の研究機関が痩せ細っていて、任期付きの不安定な職で短期間で成果出すしかない時限付きのプロジェクトばかりだったら、優秀な学生ほどその将来を選択しません。一部の大学だけにファンドが集中する状況は、研究者を目指す若者にとって悲観的な状況を作り上げています。このファンドの恩恵が研究者の生態系に広く行き渡るような運用を希望します。</p>	<p>我が国全体の研究力を底上げするためには、価値創造の源泉となり、次代の研究力を生み出す優秀な博士課程学生、若手研究者の厚みを拡大していくことが必須です。そのため、大学ファンドにより、国際卓越研究大学の支援と併せて、優秀な博士課程学生の活躍促進について実力と意欲のある全国の大学に対して支援することで、我が国全体の研究力の大幅な向上を目指すこととしています。具体的には、博士課程学生への別途の支援については、大学ファンドの運用益の範囲内で、当面の間は200億円程度（約7,000人）とし、助成資金運用の基本指針を踏まえ、安定的支援を実施できる段階から、速やかに運用益による博士課程学生支援を実施することを予定しています。</p>
五 関連施策との	<p>○国際卓越研究大学法による支援はその規模が大きいこと、学問領域によっては研究コミュニティの分断を拡大する可能性が</p>	<p>総合振興パッケージでは、特定分野において世界トップレベルの研究を推進する機能や、産学官・地域連携による社会実装を担</p>

連携	<p>あります。すなわち、国際卓越研究大学（先端研究が可能な環境）からその他の大学（研究活動が困難な環境）、というパスが一方通行と見なされてしまうことにより、研究人材の流動性が大幅に低下するかもしれません。採択大学サークル内での、一種のアカデミック・インブリーディングが起ることが懸念されます。方針に示されている全国の大学等との連携を強化するためには、予定されている支援規模の大きな格差をうめるための方策が必要です。総合振興パッケージは大学ファンドと比較するとかなり規模が小さいため、大学ファンドにより得られた支援を横方向に展開するプロジェクトの企画を求めると良いと思います。</p>	<p>う機能など、それぞれの大学の強みを強化することとしています。それぞれの強みを核とした大学組織全体としての戦略的経営を後押しするとともに、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点等がハブ機能を発揮することにより、大学や学問領域を超えた連携を拡大するなど、我が国の研究力の厚みのさらなる増大を図ることとしています。日本全体の研究力向上を牽引する研究大学群の形成に向けて、大学ファンドによる支援と、総合振興パッケージによる支援は、独立しつつも効果的に連動したものとなることが不可欠であり、国際卓越研究大学とそれ以外の大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展していく研究システムの構築を図ることが必要であると考えています。</p> <p>なお、国際卓越研究大学においては、ジェンダーギャップの是正やアカデミック・インブリーディング（大学人事において自校出身者を優先的に教員として採用する慣行）の抑制を含むダイバーシティの担保に取り組むことが期待されます。</p>
六 その他 重要事項	<p>○経済安全保障の観点で欠落している。せつかく世界最高水準・最先端の科学技術が開発されても、科学技術が海外に流出すること、並びに、海外に流出し軍事転用されることを防止するため、国際卓越研究大学の認定にあたっては、経済安全保障、特に、最先端の科学技術の海外流出を防ぐ体制の整備を求めています。</p>	<p>国際卓越研究大学の認定に当たっては、法第4条第3項第3号の規定に基づき、大学の研究体制が新たな学問分野や融合領域に迅速に対応しているかを確認することとしており、その際、研究インテグリティの確保体制等について、国際競争力の観点から適切に整備されていることを要件としています。国際卓越研究大学においては、世界最高水準の研究大学にふさわしい研究インテグリティの確保に取り組むことが期待されます。</p>
六 その他 重要事項	<p>○国立大学が国際卓越研究大学に認定された場合、評価等における既存制度との重複が課題になると考えます。認証評価については基本方針（素案）でも「当面の検討事項」として言及されているところですが、国立大学法人評価や指定国立大学法人制度に関して、重複を避ける方向で検討をお願いいたします。</p>	<p>国際卓越研究大学の評価の在り方や、国際卓越研究大学となる国立大学の在り方については今後さらに検討を行うこととしており、国立大学法人法の改正等の制度改正を予定しています。御指摘も検討の参考とさせていただきます。</p>